

序章 経済と安全保障のリンケージについて

飯田 敬輔

はじめに

近年、経済と安全保障が密接に結びつく事象、とりわけ、経済的手段が安全保障上の目的に援用されることが増加傾向にある。そうであるとすれば、わが国としてはこの事態に如何に対処していくべきであろうか。これが本研究会の問題意識である。

Mastanduno (1998) によると、米国の対外政策には経済と安全保障の関係について、2つのフェーズがあるとされる。一つは「政経分離 (separation)」の時期であり、そのような時期には、経済は経済の論理で、安全保障は安全保障の論理で展開される。もう一つのフェーズは「一体化 (integration)」の時期であり、その際には、経済と安全保障が統一したフレームの中で展開される。この分類によれば、現在の米国の対外政策は「一体化」のフェーズにあるといえよう。これに伴いすべての主要国で、経済と安全保障の「一体化」が強まっている。

このような認識は特に政府・与党にも共有されており、特に自民党は「経済安全保障」への関心を強め、2022年1月からの通常国会には、経済安全保障推進法案が提出され同法案が通過・成立した。本法案の内容がどのように位置付けられるかについては本文を参照されたい。

近年、特に経済と安全保障の密接な結びつきを印象付けたのは、2018年8月に成立した米国の2019年度国防権限法であった。これにより、米国の輸出管理の強化および安全保障上の投資審査の強化が図られた。また、米国の安全保障を脅かしかねないとして中国企業数社が名指しされた。

また、サイバーや宇宙など、軍事的にも民間の経済活動にも同時に重要なドメインが増えている。このようなドメインでは防衛政策が民間の経済活動にも影響し、サイバー攻撃などにより民間に被害が及べば、それが間接的に国防上の脅威にもなりうる。

中国の経済的強制の増加も見逃すことはできない。中国は、明示的に「制裁」を公言しないが、安全保障上あるいは外交上、他国とトラブルがあるごとに経済的威圧をかけてくることが多くなってきている。

貿易政策と安全保障の結びつきの増加の結果として、世界貿易機関 (WTO) でも安全保障例外条項に関わる案件が増加している。

このような現状を詳細に記述・分析し、その発生メカニズムを解明し、わが国の経済外交の指針とするのが、本研究会の目的である。

1. 経済と安全保障の結びつきが強まる原因

以下では、経済と安全保障の結びつきが強まりつつあることを記述するが、その前に、なぜこのような現象が起きているのか考えてみよう。

第一に、安全保障環境の変化が挙げられよう。中国は軍事力を増強させているばかりでなく、東シナ海や南シナ海での現状変更を続けている。ロシアは、2008年南オセチアに侵攻、2014年にはクリミアを併合し、ついに2022年2月24日にはウクライナに大規模な侵攻を

行った。イランは2002年以来核開発疑惑がもたれており、これを阻止しようとする西側諸国と対立した。2015年には核合意が結ばれたが、トランプ政権はこの協定ではイランの核開発は阻止できないとして離脱した。

第二に、米国の経済的・技術的覇権に対して、中国が猛迫していることが挙げられる。中国が2015年に発表した「中国製造2025」では同国が技術大国になることを明示的に目標として掲げた。国際特許申請数ではすでに、中国は米国を超えたほか、研究開発費の支出でも米国に迫ってきている。このような中国の追い上げに米国では危機感が高まっている。軍事と経済はデュアルユース（軍民両用）技術により密接に結びついていることはいうまでもない。

2. 分類法

Lida (2022) は、経済と安全保障のリンケージの理解を助けるため、2つの類型があることを明らかにした。

- A. 経済が軍事力に影響する場合：すなわち、自己あるいは同盟国の軍事力を高める、あるいは懸念国の軍事力を弱める（強めることに加担しない）ことを目的に経済的手段を使用する
- B. 経済が交渉力に影響する場合：安全保障上の有事が生じた場合に、きわめて脆弱な立場に立たされるため、日常から交渉的立場を強化するために経済的手段を使用する

A 類型に属するものとしては、輸出管理、投資審査、武器移転、武器の国産化、在日米軍駐留経費負担（HNS）などが挙げられる。B 類型に属するものとしては経済制裁・経済的強制、エネルギー・食料安全保障、関与政策、サプライチェーンの多角化・強靱化、人間の安全保障などを挙げることができる。

3. 近年の動向

(1) 輸出管理 (A-1)

冷戦時代は西側諸国の共産圏封じ込め戦略の一環として対共産圏輸出統制調整委員会（COCOM）および対中国輸出統制委員会（1957年にCOCOMに一本化）体制が敷かれ運用されていた。これにより、兵器や軍事転用可能な物資や技術が東側諸国に流れるのを阻止していた。

冷戦終結後はCOCOMはその存在意義を失ったとして1994年3月に解消されたが、その後継制度として1996年7月、ワッセナー・アレンジメントが西側諸国により合意された。これはCOCOMよりもより緩やかな経済封じ込めの体制である。また対象国は旧共産圏諸国だけではなくなった。この他にも、多国間輸出管理体制として、核物質を管理する原子力供給グループ（NSG）およびザンガー委員会、生物・化学兵器を対象とするオーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連物資を管理する、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）などがあり、日本はこれらに基づき「リスト規制」を行っている。

デュアルユース（軍民両用）技術については、かなり各国に裁量が残されている。欧米

諸国は早くからキャッチオール規制を行っていたが、わが国も 2001 年の同時多発テロを受けて翌年 4 月からキャッチオール規制を導入した。輸出規制・管理は全体として近年厳しくなりつつある。

米国は、2019 年度国防権限法で、輸出管理と投資規制の両方の強化を行った。この法律は輸出管理に関する「輸出管理改革法 (ECRA)」と投資規制に関する「外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)」の両方を含んでいる。

米国の輸出管理は、その根拠法である輸出管理法 (EAA) が 2001 年に失効していた。そこで、2001 年から 2019 年までは輸出管理は国際緊急経済権限法 (IEEPA) の大統領裁量に基づき行政命令で行われていた。

ECRA のもとでは米国輸出規制 (EAR) の対象が大幅に増強されている。ECRA1758 条に基づき、新興技術と基盤技術が新たな輸出管理の対象となった。

日本も、これに伴って、輸出管理をこれまで以上に厳格化する必要に迫られている。日本は、これまで輸出管理において米国よりも緩やかなスタンスをとってきた。しかし、韓国からデュアルユースの物資が第三国に流れているのではないかという疑惑から、2019 年 7 月 1 日、同国に対して、①極紫外線 (EUV) 用フォトレジスト、②フルオリンポリイミド、③高純度フッ化水素など 3 品目について個別許可を求めることにすると発表した。また同国を「ホワイト国」から除外して輸出管理を強化したところ、韓国が激しく反発し、WTO に提訴したため紛争解決の手続きに入った (DS590)。

(2) 投資審査 (A-2)

米国では、以前より対米外国投資委員会 (CFIUS) により安全保障上の理由による投資の審査が行われてきた。1986 年、富士通がフェアチャイルドを買収しようとしたところ安全保障上の疑義が生じ CFIUS はこの買収案件を阻止した。連邦議会は 1988 年のエクソン・フロリオ修正条項により、安全保障に基づき大統領が対内直接投資案件を拒否できるようにした。

2010 年代、中国からの米国への直接投資が増加したため、米国では危機感が高まった。これまで以上に厳格な制度への移行が目指され、この結果、外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) が成立した。これにより①「支配をおよぼさない投資」や追加投資も審査対象にし、②外国政府関連投資家による投資や重要技術ビジネスへの投資の一部につき CFIUS への事前の申告義務を追加、③「重大技術」に関わる企業への一定の「支配をおよぼさない投資」も審査対象とし、「重大技術」にエマージング技術 (新興技術) および基盤的技術も含む、などの変更が加えられた。

欧州では地域統合にもかかわらず投資分野は加盟国の専権事項とされていたことから投資審査も各国別に行われてきた。しかし、それでは弱いリンクから橋頭堡を築き、そこから欧州に参入する可能性があることから、全体の底上げに取り組んでいる。2019 年 4 月に発効した「対内直接投資審査規則」では人工知能 (AI) や半導体、国防に関わる分野への欧州連合 (EU) 外からの投資について加盟国に審査を義務付けている¹。審査の結果、投資を規制するかは加盟国の判断に任されているが、欧州委員会や他加盟国への情報の通知が義務付けられた。これに基づき、2020 年 10 月 11 日、欧州委員会と加盟国が情報を共有する制度が開始された²。2022 年 5 月時点で投資スクリーニング制を導入している国は加

盟国 27 カ国中、18 カ国である。

ドイツでは、これまで中国からの直接投資に対する警戒感は弱かったが、2016年に産業ロボットメーカー「クーカ」が中国の「美的集団」に買収されてから危機感が高まり、2019年からは投資審査を強化している³。2020年6月には、外国投資審査を厳格化する対外経済法の改正案が可決したが、産業界からは反発が出ている⁴。

わが国でも対内直接投資について安全保障上の監視強化が望ましいとの観点から2019年11月22日に外為法が改正され、外国人による事前届出が必要なのが、これまでの株式・議決権の閾値10%から1%に引き下げられ、2020年5月に施行された。

米国は政府調達でも中国企業に対して厳しい姿勢を取り始めている。2019年度国防権限法は889条に、連邦政府が取引を禁じる中国企業5社（ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ）を明記し、2019年8月13日から、米国政府機関に対してこの5社との取引を禁止した。その1年後からは、米国政府と取引している場合、あるいは米国政府と取引する企業との取引を継続する場合、5社の製品・サービスを取りやめる必要が出てきた。

(3) 武器移転 (A-3)

世界的に防衛費が増加しているのに伴って、武器移転も増加している。わが国も例外ではなく、武器輸入、特に米国対外有償軍事援助（FMS）が増加している。特に首脳レベルで貿易交渉の一環として、武器輸入についてコミットメントが求められることが多くなっている。例えば、2018年11月、最新鋭F35ステルス戦闘機の購入について首脳レベルで約束され、同年12月、105機購入が閣議決定された。

輸出については1967年の武器輸出三原則⁵の下に武器輸出を抑制していたが、安倍政権は2014年「防衛装備移転三原則」⁶に書き換え、武器輸出への道を開いた。しかし、これまで国際市場で競争してこなかった日本が新たな武器調達市場に参入するのは容易ではない。

(4) 武器の国産化 (A-4)

わが国は従来より防衛装備品の国産化にも努めてきた。しかし、完全に自前で作ることは容易ではないため、外国（特に米国）との共同開発になることが多い。かつて次期戦闘機（FSX）開発問題で日米摩擦を引き起こしたため、100%の国産化には慎重にならざるを得ないという事情もある。

旧技術研究本部（現防衛装備庁）が実験機として開発してきたX-2（通称「心神」）の国産化に防衛省は力を入れている。これは最新型のステルス機で部品の9割は国産であるといわれている。

(5) HNS (A-5)

在日米軍駐留経費負担（HNS）は、米国の同盟国が米軍駐留のために経済的な負担を負う仕組みであるが、わが国は駐留経費の7割超を負担してきている。しかし、Bolton（2020, 356）の著作では、同氏が2019年7月に来日した際、トランプ政権として、これまでの額の4.5倍に当たる80億ドル（約8650億円）を要求したというのが、日本政府は否定している。

当時の協定は 2021 年 3 月末に失効予定であったため交渉の結果、1 年間の猶予期間を経て、21 年末に 2022 年度から 5 年の計画で日本側負担がまとまった⁷。

以下、B 類型の経済政策および経済的措置について解説する。

(6) 経済制裁・経済的強制 (B-1)

逆説的ではあるが、東西冷戦終結後、経済制裁の発動される件数が増えた。かつてわが国は経済制裁の発動には慎重であったが、2006 年に対北朝鮮で経済制裁を発動したほか、国連安保理決議に基づき対イラン制裁にも参加した。このように経済制裁に対する忌避感は薄れている。

欧州も米国と比較すると経済制裁には抑制的であるが、2014 年のクリミア併合以来、対ロシア制裁が最大の案件となっている。特に、2022 年 2 月のウクライナ武力侵攻後は、空前の経済制裁に踏み切っている。

経済制裁とは異質ではあるが、中国は安全保障上あるいは他の外交的目的のために経済的手段を用いることが多くなってきた。また中国の経済的強制は貿易だけでなく、金融や人の移動にもおよぶ。

表 1：中国による経済的強制の例

対象国	期間	問題	形態
台湾	2000 ~ 2008	独立志向の民進党の躍進	民進党系列の台湾企業の中国進出阻止
日本	2010	尖閣沖中国漁船衝突事件	レアアース禁輸
ノルウェー	2010	人権活動家劉氏のノーベル平和賞受賞	ノルウェー産サーモン禁輸、自由貿易協定 (FTA) 交渉中止
日本	2012	尖閣国有化	日本製品ボイコット
フィリピン	2012	スカボロー礁沖中国人漁船船員逮捕	フィリピン産バナナ輸入差し止め
フィリピン	2013	フィリピンによる国際仲裁裁判所への提訴	アキノ大統領の貿易物産展への出席拒否

出所：Blackwill and Harris (2016)

(7) エネルギー・食料安全保障 (B-2)

エネルギー安全保障はわが国にとっては永年の課題であり、特にこの近年に発生した問題ではない。70 年代のオイルショック以来、中東アラブ諸国産の原油に過度に依存すると、直接的にはなくとも、アラブ諸国を敵に回した際に不利な立場に追い込まれることから、原油や液化天然ガス (LNG) 輸入における中東依存を漸次低下させることが課題となってきた。しかし、浮き沈みはあるものの、依存率はあまり下がっていない。

3.11 以来の傾向として、ロシア、米国からの LNG 輸入が増加した。ロシアではこれまでサハリン II プロジェクトが日本企業の関わる最大案件であったが、ロシアが 2022 年になってサハリン I および II の運営主体を変更する大統領令を出したため、日本は難しい対応を

迫られたが、日本企業の権益は維持される見込みである。

ロシア産エネルギーに依存することは多大なリスクを伴う。特に米国は同盟国がロシアに過度に依存することには反対の立場をとっており、特にドイツのノルドストリーム II 計画（バルト海底経由のロシア・ドイツ直通天然ガスパイプライン）については 2018 年 6 月、当時のトランプ大統領がメルケル首相に対し建設を中止するよう要求した（本村 2019, p. 931）。米国が懸念するように、その後もロシアは天然ガス輸出を地経学的道具として活用しており、2022 年 9 月 5 日にはドイツへのガス供給を全面的に停止した。

(8) 関与政策 (B-3)

これまで日米両国とも中国に対しては関与政策で臨んできた。特にクリントン政権は 1994 年に、対中最恵国待遇（MFN）と人権問題を切り離したほか、中国の WTO 加盟を許し、その結果、中国は 2001 年 WTO 加盟を果たした。しかし、トランプ政権は中国に WTO 加盟を許したことは誤りであったという立場をとった。すなわち対中関与政策の終了宣言である。

これに対して、日本は対中関与政策を放棄するには至っていない。中国が中心アクターである地域的な包括的経済連携（RCEP）協定交渉も 2020 年に妥結にこぎつけ、同協定は 2022 年 1 月に発効した。

金融面ではチェンマイ・イニシアティブのマルチ化契約（CMIM）・ASEAN + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）などを介して協力が続いている。つまり、安全保障と経済は切り離して、是々非々で対応するということであろう。

安倍政権はロシアに対しても関与政策で臨んだ。もちろん、経済協力と同時に北方領土交渉を前進させることが目的であったが、領土交渉の方は遅々として進まなかった。その後、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻のあおりを受けて、この関与政策は事実上凍結された。

中国による「一帯一路」構想も、中国による関与政策の一種である。パートナー国に潤沢な資金を提供することにより、中国に依存させる手法であるが、スリランカのハンバントタ港のように「債務の罠」を発生させたため、国際的評判を著しく落とした。

(9) サプライチェーンの多角化・強靱化 (B-4)

安全保障上の有事が発生すると、進出企業が人質となる。すると、政府は毅然とした態度をとることが難しくなり、足元をみられるリスクがあるため、そのような事態を防ぐには、日本企業のサプライチェーンの多角化・強靱化が求められる。中国では、2005 年、2010 年、2012 年の対日抗議デモとそれによる被害がきっかけとなり、中国に進出している日本企業の経営多角化は進んだが、まだ十分とはいえない。新型コロナ感染拡大をきっかけとして、日本政府は 2000 億円超の資金を用意して、日本企業の生産拠点の国内回帰あるいは第三国への移転を支援し始めた⁸。サプライチェーンの強靱化は、経済安全保障推進法の大きな柱であるとともに、クワッドやインド太平洋経済枠組み（IPEF）の協議などでも重要課題となっている。

トランプ政権は明確に米国企業の国内回帰を推奨した⁹。当時のバイデン民主党候補も 2020 年の大統領選挙戦中、同様に国内回帰のための新税制を検討するとした¹⁰。一方で、

在中米企業はかならずしも国内回帰は考えていないとされる。在上海米国商工会議所の調査によると、中国で事業を展開している米国企業の70%以上が、生産拠点を米国に戻す計画がないことが分かった。PwC コンサルティングが200社以上を対象に実施したこの調査では、生産拠点を米国へ移転すると答えたのは4%未満で、70%以上が中国からの移転をまったく計画していなかった¹¹。

(10) 人間の安全保障 (B-5)

わが国は2000年代以降、伝統的安全保障のみならず非伝統的安全保障や「人間の安全保障」にも注力してきた。特に紛争地域からの国外への難民の流出は、わが国に直接流入する危険もさることながら、友好国にとっても重い負担となるため、それが最終的には交渉力に影響する可能性がある。したがって、難民の発生を防止するとともに、難民が発生した際に生活支援を行っていく必要がある。ウクライナ侵攻後の同国避難民にわが国の政府や地方自治体などが積極的に生活支援をしていることは、人間の安全保障の観点からも評価できる。

なお、上記には触れなかったが、B類型に含まれる項目としては以下のものも含まれる。

(11) 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 構想 (B-6)

「一帯一路」は中国による関与政策¹²であることは上記の通りであるが、これに対抗する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」構想もその一種といえよう。特に、その一部である日米豪3カ国によるブルー・ドット・ネットワーク (BDN) 構想は関与政策の一種と分類してよからう¹³。

(12) インフラのセキュリティおよびサイバーセキュリティ (B-7)

有事の際には、海底ケーブルが敵国により切断されるという事態が実際に発生する。破壊対象が軍事専用ケーブルであればA類型であるが、民間敷設のケーブルであっても経済の脆弱性を露呈させるという意味では、B類型に当たる。またサイバー攻撃は年々増加しているが、インフラを麻痺させることも可能であることから、インフラセキュリティも今回の経済安全保障推進法の肝となっている。

(13) WTO 紛争 (B-8)

近年安全保障をめぐるWTO紛争が増加している。仮にわが国が被申立国である場合、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 第21条を根拠に抗弁できれば交渉力は向上する。

表2：GATT21条関連WTO紛争案件

事件	事件番号	申立国	備考
ロシア・貨物通過	512	ウクライナ	パネル報告済
米国・232条措置	544, 547, 548, 550, 551, 552, 554, 556, 564	カナダ、中国、EU、インド、 メキシコ、ノルウェー、 ロシア、スイス、トルコ	パネル手続き中 550 (加), 551 (墨) は和解

事件	事件番号	申立国	備考
UAE・物品、サービスおよび知財	526	カタール	
バーレーン・物品、サービスおよび知財	527	カタール	
サウジアラビア・物品、サービスおよび知財	528	カタール	
サウジアラビア・知財	567	カタール	パネル報告済
カタール・物品	576	UAE	
日本・対韓物品・技術輸出	590	韓国	パネル手続き中

出所：川瀬（2019）

(14) 宇宙政策：軍事的人工衛星（A-4）、民間宇宙活動の規制・安全確保（B-9）

2007年1月の中国による自国人工衛星の破壊実験は世界に衝撃を与えた。これまでは映画の中だけの事象である対人工衛星作戦（ASAT）が現実味を帯びるようになってきたためである。

おわりに

上記は、単に近年顕著になっている例を挙げたものであり、経済と安全保障の結びつきは実際にはさらに複雑で多岐にわたる。今後のさらなる理論的かつ実証的研究がまたれる。

— 注 —

- 1 世瀬周一郎「EU, 投資規制強める、新制度 10 月開始 加盟国で情報共有」『日本経済新聞』2020 年 11 月 30 日、11 頁。
- 2 同上、11 頁。
- 3 ドイツ政府は 2019 年 1 月、中国企業による買収に対する規制を強化し始めた。連邦経済エネルギー省は EU 域外企業がドイツ企業の株主議決権の 25% 以上に相当する株式を取得しようとする案件について内容を審査していたが、今後、審査の対象を株主議決権の 10% 以上の買収案件に拡大した。『読売新聞』2019 年 4 月 16 日（オンライン版）<<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20190412-OYT8T50042/3/>> 2022 年 1 月 12 日アクセス。
- 4 世瀬「EU、投資規制強める」、『日本経済新聞』前掲。
- 5 当時の佐藤首相の国会答弁に基づくもの。①共産圏への武器輸出禁止、②国連決議による武器等輸出禁止対象国への武器輸出禁止、③国際紛争当事国（あるいはその恐れのある国）への武器輸出禁止、の 3 項目からなる。1976 年 2 月三木首相の「統一見解」はさらに踏み込み、①三原則対象地域への武器輸出禁止、②三原則対象地域以外についても武器輸出を慎む、③武器製造関連設備も武器に準ずる、とされたため、事実上、全面的な武器輸出禁止体制がとられた。
- 6 ①国連安保理決議違反国・紛争当事国への武器輸出禁止、②輸出には厳格審査を行う、③目的外使用や第三国移転について適正管理が確保される場合に限る、の 3 項目からなる。
- 7 『日本経済新聞』2021 年 12 月 22 日、1 頁、3 頁。
- 8 政府は緊急経済対策の一環として総額 2435 億円を 2020 年度補正予算案に盛り込んだ。『ブルームバーグ』2020 年 4 月 9 日 <<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-04-09/Q8GCPQDWRGGD01>> 2022 年 1 月 12 日アクセス。

- 9 トランプ米大統領は2020年5月14日、海外で製造を手掛ける米国企業を対象に、生産拠点の国内回帰を促進するため、新たに課税する可能性があるとして述べた。『ロイター』2020年5月15日 <<https://jp.reuters.com/article/usa-trade-china-taxes-idJPKBN22Q2X0>> 2022年1月12日アクセス。
- 10 バイデン前副大統領は2020年9月9日ミシガン州で演説し、米国企業の国内回帰を促すための新税制を創設すると表明した。『日本経済新聞』2020年9月10日（オンライン） <<https://r.nikkei.com/article/DGKKZO63659240Q0A910C2EAF000?s=6>> 2022年1月12日アクセス。
- 11 Tom Mitchell, “US companies defy Trump’s threats about ‘decoupling’ from China —Businesses ignore president as economy rebounds, says American Chamber of Commerce,” *Financial Times*, SEPTEMBER 9, 2020. <<https://www.ft.com/content/8d23d65b-ee20-4449-a615-e3d2a9b672f8>>, 2022年1月12日アクセス。
- 12 ただしデジタルシルクロードについては情報の窃取を含むとすればA類型ともとれる。
- 13 米国政府は、質の高いインフラ案件に共通する基準を設定した上で、個別案件が当該基準に合致しているか認証する「Blue Dot Network」の設立を提唱し、2019年11月、タイ・バンコクにおいて開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムの機会を捉え、米OPIC（現・DFC）、豪・外務貿易省、日・JBICの3者で「Blue Dot Network」のコンセプトを公表した。

参考文献

- Blackwill, Robert D., and Jennifer M. Harris, *War by Other Means: Geoeconomics and Statecraft*, (Cambridge, MA: Belknap Press, 2016).
- Bolton, John, *The Room Where It Happened: A White House Memoir*, (New York: Simon & Schuster, 2020).
- Hufbauer, Gary Clyde, Jeffrey J. Schott, Kimberly Ann Elliott, and Barbara Oegg, *Economic Sanctions Reconsidered*, 3rd ed., (Washington, DC: Peterson Institute for International Economics, 2009).
- Iida, Keisuke, “Linkages between Security and Economics in Japan.” In Robert Pekkanen and Saadia Pekkanen, eds., *Oxford Handbook of Japanese Politics*, (Oxford and New York: Oxford University Press, 2022).
- 川瀬剛志「Special Report ロシア・貨物通過事件パネル報告書—米国・232条紛争の行方とWTO体制への影響—」経済産業研究所（RIETI）、2019年4月9日 <https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html> 2022年1月12日アクセス。
- 川瀬剛志「Special Report サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告—カタル危機とWTOの安全保障条項」RIETI、2020年7月14日 <https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/120.html> 2022年1月12日アクセス。
- 国分俊史『エコノミック・ステイトクラフト：経済安全保障の戦い』（日本経済新聞出版、2020年）。
- Mastanduno, Michael., “Economics and Security in Statecraft and Scholarship.” *International Organization*, 52, 4(1998), pp. 825-54.
- 本村眞澄『石油・ガス大国ロシア』（ユーラシア研究所、2019年）。
- 望月衣塑子『武器輸出と日本企業』（角川新書、2016年）。
- 杉田弘毅『アメリカの制裁外交』（岩波新書、2020年）。

